

議第128号

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年11月30日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

下呂市の土地改良事業の推進を図り、受益者の負担を軽減するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例

下呂市分担金徴収条例（平成16年下呂市条例第64号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第1条、第3条関係）				別表（第1条、第3条関係）			
事業名		区分		受益者負担率		備考	
		農地整備事業の款（略）				受益者負担率	
土地改良事業	かんがい排水事業	県営事業	5%以内	土地改良事業	かんがい排水事業	5%	
		団体営事業の項～市単独事業の項（略）				団体営事業の項～市単独事業の項（略）	
	その他土地改良事業の款（略）				その他土地改良事業の款（略）		
農道整備事業の部～コミュニティ施設等整備事業の部（略）				農道整備事業の部～コミュニティ施設等整備事業の部（略）			
急傾斜地崩壊対策事業		県営事業 県単独補助事業	事業費の2.5%又は受益戸数×30万円のいずれか低い額	急傾斜地崩壊対策事業		県営事業 県単独補助事業	事業費の2.5%又は受益戸数×30万円のいずれか低い額
ライフライン保全対策事業の部（略）				ライフライン保全対策事業の部（略）			
※（略）				※（略）			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国の「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針（ガイドライン）」の改正に伴い、土地改良事業の受益者負担を軽減することにより一層の事業推進を図ることを目的に当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 土地改良事業のかんがい排水事業の県営事業の受益者負担率を改正します。
(別表関係)
- (2) 備考欄を削除して別表の表示を整えます。
(別表関係)
- (3) この条例は、公布の日から施行します。
(附則関係)

